
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	第 551 回企業会計基準委員会並びに第 154 回リース会計専門委員会及び第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）並びに第 154 回リース会計専門委員会（2025 年 7 月 22 日開催）及び第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2025 年 7 月 31 日開催）で議論された情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」に係るコメント・レターの対応案について、事務局の提案について聞かれた主な意見をまとめたものである。

コメント・レターの基本的な方針

2. 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等（以下「リース会計基準」という）と IFRS 第 16 号との間で取扱いが整合している要求事項については、識別された問題点に広範な影響があり、実務の変更を伴う可能性を考慮してもなお指摘すべきと考えられる内容に限定してコメント・レターに含めるとする事務局の基本的な方針案に賛成する。また、セール・アンド・リースバック取引及びサブリース取引に係る会計処理について、コメント・レターに含め IFRS 第 16 号の改正を求めるとする事務局の基本的な方針案に賛成する。（第 551 回企業会計基準委員会、第 154 回リース会計専門委員会、第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
3. 作成者の立場として、IFRS 第 16 号の適用にあたっては、当初多くの労力を要したものの、現時点では実務において一定程度定着してきていると考えられる。現行の IFRS 第 16 号において不都合が認められ改善が必要とされる事項については、改正が行われることもやむを得ないとするが、その範囲は必要最小限にとどめていただきたいと考える。また、改正を行う場合には、十分な周知期間および適用準備期間を確保していただくことを要望する。（第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
4. セール・アンド・リースバック取引は、実際に生じた場合には金額的な重要性があることが多いため、コメントを行うのであれば慎重に検討を行う必要があると考える。（第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
5. 会計処理を変更する方向のコメントは避ける方がよいと考える。一方、有用性の観点から開示を追加する方向のコメントを検討いただきたい。（第 154 回リース会計専門委員会）

借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

(リース期間の決定にあたってのガイダンス)

6. リース期間の決定の判断に資するガイダンスについては、IFRS 第 16 号の実務が定着してきている現在のタイミングでガイダンスを追加することにより現在の実務が覆る可能性とのバランスを考慮すると、ガイダンスの追加を求めるコメントは控える方がよい。
(第 551 回企業会計基準委員会)
7. リース期間の決定については、実務上の不統一への懸念や判断の困難さが生じていることは認められるものの、IFRS 第 16 号の導入当初との比較では、落ち着いてきている状況にあると捉えている。例えばリース会計基準と同様に設例を記載するという形での追加は考えられるが、その他に有益となり得る追加のガイダンスは考えつかない。(第 551 回企業会計基準委員会)
8. 借手による判断の困難さについては、IFRS 第 16 号の開発時から想定されていた懸念であると考えられる。作成者と監査人の実務は徐々に慣れていくと期待されるため、現時点でコメントに含める必要はないと考える。また、リース期間の決定にあたってのガイダンスについては、ガイダンスの追加を要望する意見がある一方、ガイダンスが多いほど判断が困難になるという意見もあり、コンセンサスを得ることは難しいと考える。(第 154 回リース会計専門委員会)

(リース期間の開示)

9. リース会計基準では十分な審議を経た上でリース期間の開示を求めないこととしたこととの関係でコメントを控えることがよいと考える。ただし、初期的なコメントとして利用者から意見が挙げられているため、利用者の意見を踏まえて検討いただきたい。(第 551 回企業会計基準委員会)
10. リース期間の開示に関しては、利用者の立場からは、定量的な情報が開示されることが望ましいと考える。開示を求めるにあたっては、有形固定資産の償却年数の開示との整合性の確保、レンジでの開示では利用しづらい可能性があること、作成者にとってのコスト負担も検討する必要がある。(第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会)
11. リース期間の決定の判断については、増減表の開示及びその増減要因としてリース期間の変更による増加又は減少といった開示を求めることが考えられる。当初決定したリース期間のボラティリティや見積りの精度が事後的に把握できる情報として有用である。開示にあたって新たな集計が求められるわけではないため、作成者にとっての負担が多大に増加することはないと想定される。(第 154 回リース会計専門委員会)

12. リース期間の開示を求める方向で検討する場合には、リース契約の件数が少ない企業においては有用な開示となり得ると考えられるが、大規模企業など多数のリース契約を有することが前提となる場合には、どのような開示が有用といえるかについて検討いただく必要がある。(第73回IFRS適用課題対応専門委員会)
13. すべてのリース取引を対象に開示要求を追加することは、作成者にとってのコストが増加することとなる。例えば、増減表の開示を求める場合、海外子会社からも増減要因と金額を収集する必要がある。(第154回リース会計専門委員会)
14. リース期間や割引率の決定においては、その判断に幅が生じることやその判断に困難が生じることが避けられない。現状、リース期間や割引率の決定に至った過程や判断の幅に関する情報は開示されていないと考えられるため、作成者の負担を考慮しつつ、主要なリース契約に限定して、会社の方針について開示を求めることが考えられる。(第154回リース会計専門委員会)

借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

15. キャッシュ・フローについては、サプライヤー・ファイナンス契約等についても同様の論点が生じており、リース契約のみで取り扱うべき論点ではないと考えられることから、コメントは控える方がよいと考える。(第551回企業会計基準委員会)
16. キャッシュ・フロー計算書の表示に関して、営業キャッシュ・フロー又は投資キャッシュ・フローにリースによる設備投資が反映されなくなったという利用者からのコメントについては、非資金取引の注記を利用できるため、コメントを行う必要はないと考える。(第551回企業会計基準委員会)
17. 利用者の意見は、リースによる設備投資をキャッシュ・フロー計算書の表示に反映すべきとの立場と、非資金取引として注記で開示すべきとの立場に分かれていると想定される。(第551回企業会計基準委員会)
18. 利用者の視点では、リース開始日にキャッシュ・フローを擬制する方法が資金調達を行い資産の支配を獲得したことを示す表示として妥当と考えられる。次善の策としてリース負債の返済による支出を投資活動によるキャッシュ・フローに分類する方法も妥当な表示と考えられる。キャッシュ・フロー計算書の表示に反映されることで利用者の調整コストは軽減される。(第154回リース会計専門委員会)
19. キャッシュ・フロー計算書の表示方法を変更することについて国内の関係者間で十分なコンセンサスが得られていない現状では、キャッシュ・フロー計算書において組替えを行う提案を行うことは難しいと考える。一方、使用権資産の償却費を別掲表示するという案も考えられる。(第73回IFRS適用課題対応専門委員会)

将来の経過措置の改善の可能性

20. 経過措置にオプションが設けられた点などについて、我が国の利用者からは不満の声は聞かれていない。(第 551 回企業会計基準委員会)
21. 利用者の立場としては、経過措置にオプションが設けられた点などについては、やむを得ない面があると認識しており、実務上支障なく適用できるよう配慮いただくことが望ましいと考える。(第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会)

IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項（特定の領域）**（賃料減免）**

22. 賃料減免は頻繁に生じるものではないと考えられるが、会計処理を明確化しておくことが適切であると考え。賃料減免により借手の使用権資産を減額する会計処理には違和感があり、賃料減免対象のすべてのリース料に IFRS 第 9 号の認識中止の要求事項を適用した後、IFRS 第 16 号のリースの条件変更の要求事項を適用（割引率の変動の影響をリース負債に反映）する案が適切であると考え。(第 551 回企業会計基準委員会)
23. 賃料減免は頻繁に生じるものではないと考えられるが、実際に延滞が発生しその後に条件変更といった一部減免がなされるということは通常生じる事象と考えられるため、コメントすることが考えられる。(第 154 回リース会計専門委員会)

（セール・アンド・リースバック取引）

24. 部分的に損益を認識することは、IFRS 第 15 号の考え方と整合しておらず、また、複雑性が高いと考えられるため、コメントに含めるとする事務局の提案に賛成する。また、変動リース料の取扱いに関する課題については根深い問題であるためコメントに含めるとする事務局の提案に賛成する。国際会計基準審議会 (IASB) からは適用後レビューは根本的な改善を目的としていないという反応も想定されるが、継続的に主張を続けるべきであると考え。(第 551 回企業会計基準委員会)
25. セール・アンド・リースバック取引に係る会計処理に関して、IFRS 第 15 号の考え方との整合性の観点や IFRS 第 16 号の中での変動リース料の取扱いの整合性の観点からコメントするという事務局の提案に賛成する。(第 154 回リース会計専門委員会)
26. 国際会計基準審議会 (IASB) が 2022 年に公表した「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債 (IFRS 第 16 号の改訂)」の審議の過程において、適用後レビューにおい

て再検討すべきという意見も聞かれていたため、コメントを行うとする事務局の提案に賛成する。(第154回リース会計専門委員会)

27. 米国会計基準では売却損益を調整しない前提でリースバックがフルペイアウトに該当するかどうかを検討することが求められていると考えられるため、資産の移転が売却であるかどうかの評価に係る要件を追加すべきコメントは、セール・アンド・リースバック取引における利得又は損失の認識に係るコメントと併せてコメントすることが考えられる。(第551回企業会計基準委員会、第154回リース会計専門委員会)
28. 一括借上契約に係る会計処理の明確化を求めることにより意図しない帰結になる可能性があるという事務局の分析に関しては、リース会計基準における考え方を主張してコメントすることも考えられる。この点、一括借上契約に係る会計処理は、IFRS第16号においてセール・アンド・リースバック取引に係る利得又は損失の認識が制限されていることによる影響が大きいと考えられるため、単独でコメントを行うのではなく、IFRS第15号の考え方との整合性の観点で行うコメントの中で、一括借上契約に関する論点もあるという流れでコメントに含めることも考えられる。(第551回企業会計基準委員会)
29. 一括借上契約に係る会計処理について、IFRS第16号を適用した実務がすでに定着していることを考慮して、コメントしないこととする事務局の提案に賛成する。(第551回企業会計基準委員会)

IFRS第16号の影響の評価に関連性のあるその他の事項（その他）

（範囲）

30. 無形資産のリースの取扱いの明確化については、本来、適切に整理されるべき論点であると考えられるため、コメントすることも考えられる。(第73回IFRS適用課題対応専門委員会)
31. 自社のために開発を委託したソフトウェアについてはオンバランスすべきとも考えられるが、リース会計基準の開発時の議論においてオンバランスの会計処理の整理を行うことには困難さがあるという結論となったと理解している。そのため、コメントは行わないこととすることが考えられる。(第154回リース会計専門委員会)

（サブリース取引）

32. サブリース取引の会計処理に関して、リース会計基準の開発時にも議論が行われ、リース会計基準においてオフバランスとする結論には同意しているもののロジックについてはコンセンサスが取れていなかったと認識している。IFRS第16号においても指摘があ

る論点であり中間的な貸手はリスクを負わないという観点からも、IASB に整理を求めるコメントを行うとする事務局の提案に賛成する。(第 154 回リース会計専門委員会)

(借手の開示)

少額リース

33. 少額資産のリースに係る費用に重要性がないため簡便的な処理が認められているにも関わらず、開示のために金額を集計するコストは多大であるとの意見があり、コメントに含めるべきであると考えます。(第 551 回企業会計基準委員会)
34. 少額資産のリースに係る費用の開示については、作成者にとっての負担が大きい点は理解できるものの、利用者の立場からは、個々には少額であっても集計すると重要な金額になり得るといった懸念がある。(第 551 回企業会計基準委員会)
35. 少額リースについて、IFRS 第 16 号では、個別には少額だが集計すると多額になる可能性があるために開示を求めることとされていると理解している。単に金額的な重要性の観点で開示が不要であるというコメントでは、集計後の金額に重要性があると回答されてしまう懸念がある。(第 154 回リース会計専門委員会)
36. 結論の根拠における「5 千米ドル」の記載について、規範性はないとされているものの、実務に与える影響は大きく、当該数値に実務が方向づけられることを避ける観点から、記載の削除を求めるコメントを行うことを検討いただきたい。当該記載が削除されたとしても、IFRS 第 16 号の適用開始後に定着した実務を否定するものではないため、追加的な時間と労力が生じる可能性は低いと考えられる。(第 551 回企業会計基準委員会)

使用権資産及びリース負債の増減表

37. 使用権資産及びリース負債の増減表の開示については、利用者の立場として強く要望していた事項であることを踏まえ、コメントを行うべきと考えます。ただし、作成にはコストがかかるという点も理解しているため、コメントにあたっては、作成者の立場からのご意見も十分に踏まえた上で、検討いただきたい。(第 551 回企業会計基準委員会)
38. 使用権資産及びリース負債の増減表の開示については、利用者の視点からは、企業においては内部的に増減表を作成した上で、その一部が開示されているように見受けられる。そのため、増減表自体が開示されることで、利用者としてはわかりやすくなると考えられる。(第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会)

以上